

豊田市地域防災計画及び水防計画の改訂について(報告)

1 地域防災計画及び水防計画修正の根拠

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画である。

水防計画は、河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項について定めた計画である。

地域防災計画及び水防計画は、毎年検討を加え必要があると認めるときは修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条、水防法第33条）。

2 豊田市地域防災計画の改訂

(1) 地域防災計画（本編）の構成

《風水害等災害対策計画》	《地震災害対策計画》
第1編 総則	第1編 総則
第2編 災害予防	第2編 災害予防
第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画
第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興
	第5編 東海地震に関する事前対策

(2) 豊田市の取り組みに係る修正事項

ア 「地域内輸送拠点運営マニュアル」の作成に係る修正

災害時における国、他市町村からのプッシュ型の支援物資等の対応を適切に実施できるよう、物資拠点の運営に関する「地域内輸送拠点運営マニュアル」を作成したため、その旨を追加する。今後も関係機関と訓練を継続して実施し、必要に応じて改善を図る。

【修正箇所】・風水害等編第2編第1章「広域応援体制の整備」
・地震編第2編第10章「広域応援体制の整備」

(3) 愛知県の取り組みに係る修正事項

ア 災害時健康危機管理の全体調整に係る修正

災害時における保健衛生対策に係る情報収集、連絡調整等が円滑に実施できるよう、健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行い、また必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣要請できる旨を追加する。

（災害時健康危機管理支援チーム活動要領の制定及び防災基本計画の修正に伴う修正。）

【修正箇所】・風水害等編第3編第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」
・地震編第3編第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策」

イ 無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用に係る修正

携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態に備え、Aichi_Free_Wi-Fiの活用による災害時の情報伝達手段の確保に関する事項について、記載を追加する。（第3次あいち地震対策アクションプランの改訂（平成30年8月）に伴う修正）

【修正箇所】・風水害等編第3編第13章「ライフライン施設等の応急対策」
・地震編第3編第14章「ライフライン施設等の応急対策」

ウ 耐震対策の推進（重要文化財、ブロック塀等の付属物）に係る修正

重要文化財の耐震対策やブロック塀等の付属物の耐震対策の推進など、国の通知及び第3次あいち地震対策アクションプランの改訂（平成30年8月）に伴い、耐震対策の推進に係る記載を追加する。

【修正箇所】・地震編第2編第2章「建築物等の安全化」

(4) 防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

ア 避難勧告等に関するガイドラインの改定（警戒レベルの運用等）に係る修正

平成30年7月豪雨により多数の人的被害が発生したことに伴い、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定が行われた。当該ガイドラインの改定内容に基づき必要な修正する旨の記載を追加する。

【修正箇所】・風水害等編第1編第2章「基本理念及び重点を置くべき事項」
・地震編第2編第7章「避難行動の促進対策」

イ 重要物流道路の指定に係る修正

道路法の改正（平成30年3月31日）において、平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定することとなった。指定された重要物流道路は、機能強化が図られるとともに、災害時の道路啓開が困難な場合、国に代行を要請することができる旨の記載を追加する。

【修正箇所】・風水害等編第3編第7章「交通の確保・緊急輸送対策」
・地震編第3編第8章「交通の確保・緊急輸送対策」

3 豊田市水防計画の改訂

(1) 水防計画（本編）の構成

第1章 総則	第7章 水防警報
第2章 水防組織	第8章 洪水予報
第3章 水防施設等	第9章 水位情報の周知
第4章 水防非常配備体制	第10章 水防活動
第5章 重要水防箇所等	第11章 応援協力
第6章 水防に関する予報・警報	第12章 水防訓練

(2) 重要水防箇所等の修正を踏まえた修正事項

重要水防箇所等における改修工事等の結果を反映した内容とするため、必要な修正を行う。

【修正箇所】・第5章「重要水防箇所等」

(3) 重要な水閘門等の修正を踏まえた修正事項

重要な水閘門等における改修工事等の結果を反映した内容とするため、必要な修正を行う。

【修正箇所】・第5章「重要な水閘門等」

(4) 愛知県の取り組みに係る修正事項

ア 「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う変更

「2 豊田市地域防災計画の改訂」の「(4) 防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項」と同内容の修正を行う。

【修正箇所】・第8章「洪水予報」

イ 防災基本計画の修正（H30.6）に伴う変更

愛知県が法第15条の10に基づいて大規模氾濫減災協議会として、水防災協議会を設立したことを明記した。

【修正箇所】・第11章「応援協力」

4 改訂スケジュール（予定）

- ・災害対策推進会議 令和元年 12月26日
- ・豊田市防災会議 令和2年 1月16日
- ・愛知県報告 防災会議後すみやかに報告

「風水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります」

警戒レベルを用いて避難勧告等の発令を行います

警戒レベル **4** でただちに避難!!

警戒レベル **3** で高齢者等は避難開始!

警戒レベル	とるべき避難行動等	避難情報 (豊田市が発令)	参考となる 気象情報の例 (気象庁、愛知県 などが発表)
警戒レベル 5	既に 災害が発生 している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報	大雨特別警報 氾濫発生情報 など
警戒レベル 4	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示 (緊急) 避難勧告	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 など
警戒レベル 3	避難に時間を要する人 (ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等) とその支援者は避難 をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始	洪水警報 氾濫警戒情報 など
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	発令なし	大雨注意報 洪水注意報 など
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	発令なし	早期注意情報

※災害時に活用できるよう、目立つ場所に掲示してください。

◆「警戒レベル」とは

風水害や土砂災害の危険度と市民のみなさんにとっていただくべき行動を、5段階の警戒レベルに分けて表現します。警戒レベルのうち、豊田市からは警戒レベル3～5を発令し、避難のタイミングをお伝えします。

◆避難情報の伝え方

豊田市からは、これまで運用している緊急メールとよた、防災行政無線、防災ラジオなどの情報伝達手段により、「警戒レベル」と市民のみなさんに「とっていただくべき行動」を明記して、避難情報をお伝えします。

◆緊急メールとよた

緊急情報 (市内で観測した地震など) や気象情報 (気象庁から発表された大雨、洪水注意報・警報など) を登録したメールアドレスに配信します。

緊急メールとよた登録用アドレス
entry@info.city.toyota.aichi.jp



【問合せ】豊田市 地域振興部 防災対策課 TEL 0565-34-6750

PICK UP
05

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします

問合せ

防災対策課

☎34・6750



ホームページ

3月に内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定されたことを受け、5段階の「警戒レベル」を用いた避難情報の発令を開始しました。避難情報の発令にあたっては、警戒レベルと「とるべき行動」を明記して、市ホームページや緊急メールとよたなどで避難のタイミングをお伝えします。

警戒レベル	とるべき避難行動 [※]	避難情報 (市が発令)	参考となる気象情報の例 (気象庁、愛知県などが発表)
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生	大雨特別警報 氾濫発生情報 [※]
警戒レベル4	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示(緊急) 避難勧告	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 [※]
警戒レベル3	避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある人、乳幼児 [※])とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備 高齢者避難開始	洪水警報 氾濫警戒情報 [※]
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの避難行動を確認しましょう。	発令なし	大雨注意報 洪水注意報 [※]
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	発令なし	早期注意情報

PICK UP
06

長期休暇 侵入盗に注意！

問合せ

交通安全防犯課

☎34・6633

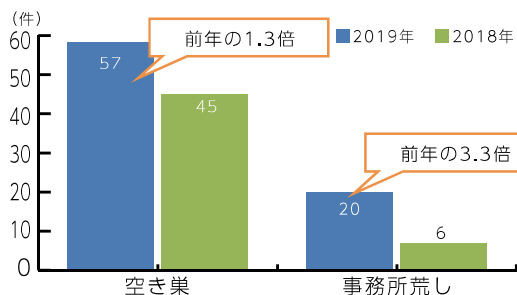


ホームページ

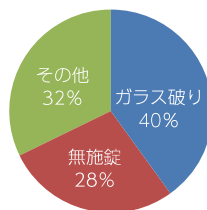
旅行などで、長期間家を空ける機会が増えるこの時期は、空き巣などの侵入盗が増加します。被害にあわないよう対策をたて、楽しい休暇を過ごしましょう。

被害は増加しています

今年6月末までの「空き巣」と「事務所荒し」の被害は前年に比べ増加しています。



ガラスを割ったり、鍵のかかっていない場所から侵入したりする手口が7割近くを占めています。



ガラス破り被害

お出掛け計画に侵入盗対策も加えましょう

侵入盗対策

- ・ドアと窓は必ず施錠する
- ・窓には補助錠、防犯フィルム、雨戸などプラスの対策をする
- ・長期留守を悟られないよう、新聞の配達をとめる
- ・SNSなどに不在を悟られる書き込みをしない
- ・隣近所に留守にすることを声掛けする



補助錠



防犯フィルム

施設管理者 様

豊田市災害対策本部長 太田 稔彦

台風の接近などに伴う暴風警報発表時の公共施設の対応について（依頼）

日頃は、本市防災行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

近年は全国各地で台風や地震による被害が相次いでおり、本市においても防災・減災への備えを一層強化しているところです。

こうした災害に対し、より市民の安全を確保していくため、本市では今後、台風の接近などに伴う暴風警報発表時の公共施設の対応について下記のとおり実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 対象とする災害

◆風水害

- ※台風の接近に伴う暴風雨や線状降水帯による大雨などにより、災害（河川の氾濫などによる浸水害や土砂災害など）が発生するおそれがある場合、または、発生した場合
- ※地震は対象としない。

2 閉館基準

- ◆次の場合には、市が所有する対象地区内の公共施設を原則閉館し、避難行動を優先する。

- ①台風の接近などに伴い、暴風警報が発表された場合
- ②線状降水帯などによる大雨により、豊田市災害対策本部が、「警戒レベル4 避難勧告」または「警戒レベル4 避難指示（緊急）」を発令した場合※

※大雨により河川水位が上昇し、氾濫するおそれがある場合、または氾濫した場合、土砂災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合などに発令

- ◆ただし、次のとおり例外規定を設ける。

- ①市役所本庁、支所・出張所、消防署、病院（豊田地域医療センター、乙ケ林診療所）、火葬場（古瀬間聖苑）、清掃施設（渡刈クリーンセンター、藤岡プラント、逢妻衛生プラント、砂川衛生プラント、グリーン・クリーンふじの丘、緑のリサイクルセンター）は閉館しない。
- ②閉館や事業の中止などに伴い、影響が出る場合は、主催者の判断によることとする。

3 再開館基準

- ◆閉館した施設の再開館は、閉館の根拠となった暴風警報や豊田市災害対策本部が発令した「警戒レベル4 避難勧告」、「警戒レベル4 避難指示（緊急）」が解除され、施設の安全が確認できたあとに行う。

4 取扱開始日 令和元年7月17日から

«お問合せ先» 〒471-8501 豊田市西町3-60
豊田市地域振興部市民安全室防災対策課 岸本、岡部
電話：0565-34-6750 FAX：0565-34-6048
E-mail：bousai@city.toyota.aichi.jp

申込み事項 申込み時には次の内容を記載してください。 ●催し名 ●〒住所 ●氏名(ふりがな) ●電話番号



募集

HP番号/1032619

矢作川研究所(☎34・6860)

●「ふるさとの川づくり」取組み団体
対市の管理河川で活動しているか、新たに活動したい市内在住の団体(自治区含む) **内**研究所と共働で、住民が身近な小川の草刈りや魚のすみか作りを行い、地域で活用される川を育む **定**選考1団体(ヒアリング) **申**10月31日(木)までに電話かEメールで矢作川研究所(yahagi@yahagigawa.jp)



市民活躍支援課(☎34・6660)

●高齢者作品展の作品
対市内在住の60歳以上 ※応募部門で指導謝礼を受けている人は出展不可 **部門**日本画、書道、工芸、洋画、写真、手芸(1人1作品) **賞**金賞、銀賞、佳作、奨励賞、特別賞(90歳以上対象) **他**前期は11月30日(土)～12月3日(火)、後期は12月6日(金)～8日(日)に市民文化会館で展示。前期と後期で作品入替え **申**9月30日(月)までに市民活躍支援課、各支所・交流館で配布の申込書を郵

送、ファックスか直接高齢者クラブ連合会(〒471・8501、西町3-60、FAX32・9779)

地域保健課北部地区担当(☎41・3081)

●令和元年度ヘルスサポートリーダー養成講座受講者
対市内在住で講座終了後ボランティア活動できる人 **時**11月8日(金)、20日、12月4日、18日の水曜日午後1時30分～4時 **所**スカイホール豊田 **内**健康づくりに関する講話ほか **定**先着30人 **申**9月25日(水)午前9時から電話か直接同担当

職員募集

●文化振興財団の特定業務職員
職種①交流館主事 ②事務主事 **対**昭和39年4月2日以降生まれで高校を卒業した人 **申・問**10月20日(日)までに文化振興財団総務課で配布の受験申込書を直接文化振興財団総務課(☎33・7222)
 ●社会福祉協議会職員
職種社会福祉総合職 **対**次のいずれかを満たす人①平成2年4月2日以降生まれで大学を卒業か来年3月までに卒業見込みの人 ②昭和45年4月2日以降生まれで社会福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員(障がい)、保健師、地域ケア・地域保健等に関する経験のある看護師(いづ

れも来年3月までに資格取得見込みの人も含む) **申・問**9月28日(土、消印有効)までに社会福祉協議会で配布か社会福祉協議会ホームページからダウンロードした申込書を郵送か直接社会福祉協議会総務課(〒471・0877、錦町1-1-1、☎34・1131)
 ●体育協会常勤・非常勤職員
職種①常勤特定業務職員(係長等) ②非常勤特定業務職員(事務員) ③非常勤特定業務職員(管理員) **対**①昭和30年4月2日以降に生まれ、民間企業、官公庁などで管理職経験のある人 ②③昭和30年4月2日以降に生まれた人 **申・問**9月29日(日)までにスカイホール豊田、運動公園で配布か体育協会ホームページからダウンロードした採用志願書を郵送か直接スカイホール豊田(〒471・0861、八幡町1-20、☎31・0451)

地域文化広場(☎53・0671)

●みんなのギャラリー出展者
対市内在住の個人か団体 **時**10月1日(火)～31日(木) **内**絵画や陶芸などの作品を1か月間展示 **他**搬入搬出や展示にかかる費用などは自己負担 **申**9月6日(金)午前10時から電話か直接同広場

まさき(☎21・8080)

●豊田市民音楽祭2019参加者
対音楽を愛する個人かグループ **時**12月14日(土)、15日(日) **所**市民文化会館 **申**9月20日(金)午後6時までに豊田市民音楽祭実行委員会フェイスブックに必要事項を入力

文化振興財団(☎31・8804)

●市民短歌大会の作品
内「郷土、豊田市にちなむ短歌」を1人1首と自由題1首か、題詠2首(自作のもの) **他**11月3日(日)の大会で発表・互選・表彰 **申**9月29日(日)までに申込み事項と作品をハガキで文化振興財団(〒471・0035、小坂町12-100)

台風の接近などに伴う暴風警報発表時の公共施設の対応について

●問合せ 防災対策課(☎34・6750)

次の場合は、市が所有する対象地区内の公共施設を原則閉館します。

<公共施設の閉館基準>

- ①暴風警報が発表された場合
- ②市災害対策本部が「警戒レベル4 避難勧告」か「警戒レベル4 避難指示(緊急)」を発令した場合
 ※ただし、次のとおり例外を設けます
 - ①市役所、支所・出張所、消防署、病院(地域医療センター、乙ケ林診療所)、火葬場(古瀬間聖苑)、清掃施設(渡刈クリーンセンター、藤岡プラント、逢妻衛生プラント、砂川衛生プラント、グリーン・クリーンふじの丘、緑のリサイクルセンター)は閉館しません
 - ②閉館により事業の中止などの影響が出る場合は閉館しません
 ※暴風警報、「警戒レベル4 避難勧告」、「警戒レベル4 避難指示(緊急)」が解除され、施設の安全が確認できた後、再開館します

台風 19 号等の被災市に対する豊田市の支援について

(1) 令和元年 10 月台風 19 号

No	期間	派遣先	活動内容	職種及び人数
1	①10/14～10/16 ②10/25～10/26 ③12/6～12/7	長野県 長野市	①被災状況確認、物資輸送 ②避難所状況確認 ③避難所運営支援終了確認	事務等 10
2	10/16～10/18 11/4～11/30		災害ごみの受け入れ・運搬	運転手等 10
3	10/17～10/22 10/30～11/5		保健師活動 (被災者の健康相談、健康チェック、 避難所の衛生対策)	保健師等 4
4	11/2～11/4 11/14～11/16		リエゾン業務 (災害対策現地情報連絡員業務)	事務等 4
5	10/20～12/7		避難所運営	事務等 3 1
6	10/31～11/6	栃木県 栃木市	被害認定調査 (災害に係る住家の被災認定調査)	事務等 1
7	11/2～11/7	福島県 いわき市	ボランティアセンター運営業務	事務等 2

合計 62 人

(2) 東日本大震災及び平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）

No	期間	派遣先	活動内容	職種及び人数
1	H31.4.1 ～R2.3.31	宮城県 女川町	土地区画整理業務	土木 1
2	H31.4.1 ～R2.3.31	岡山県 倉敷市	地域防災計画の見直し及びマニュアル整備、庁内体制づくりに関する業務	事務 1

合計 2 人

令和元年度の防災に関するその他の取組について

1 非常配備等について

◆風水害 38回（平成30年度：38回）※地震の発生等に対する非常配備はなし

	令和元年度 12月末まで				平成30年度			
	準備体制	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備	準備体制	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備
配備回数	30	8	0	0	25	11	1	1
うち全市域	9	4	0	0	12	11	1	1
西部のみ	18	4	0	0	13	0	0	0
東部のみ	3	0	0	0	0	0	0	0

《避難に関する情報の発令等》

避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3相当）・・・1回

※避難指示（緊急）及び避難勧告（共に警戒レベル4相当）の発令は無し

緊急避難場所の開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1回

2 主な取組について

(1) 災害対策本部関係

ア 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の検討

日時	平成31年4月～
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国（内閣府）が、地方公共団体が南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応を検討するための基本的な考え方、検討手順、留意点等をまとめた「防災対応検討ガイドライン」を平成31年3月に公表した。 ・これを受け、本市でも4月以降、「南海トラフ地震に関する臨時情報」が発表された場合の防災対応について検討し、素案の作成を実施した。

イ 豊田市災害対策本部運営訓練

日時	令和元年5月27日（月） 14:30～16:00
開催場所	豊田市災害対策本部室（南庁舎4階）
参加者	25名 災害対策本部副本部長2名、各対策部副部長14名、 災害対策本部事務局長1名、事務局長補佐1名、総合調整班7名
災害想定	台風の接近に伴う市内全域への暴風警報及び大雨警報等の発表と、それに伴う河川水位の上昇、土砂災害が発生するおそれ
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動により、新たな災害対策本部体制となったことを踏まえ、災害対応時の一連の流れを実動し、災害フェーズごとの各自の役割を理解する。 ・訓練は、平成30年度に行った台風24号での実対応に沿って、次の3点を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> ①各対策部副部長会議の運営訓練 ②災害対策本部への現地からの情報伝達訓練 ③事業所などとの連携訓練

ウ 2019年 豊川・矢作川連合総合水防演習・広域連携防災訓練

日 時	令和元年5月19日(日) 9:00~12:00
開催場所	矢作川右岸豊田大橋河川敷(豊田市白浜地先)
参加者	41機関 約1,500人 国土交通省中部地方整備局、気象庁名古屋地方气象台、陸上自衛隊、愛知県、愛知県警察本部、愛知県防災航空隊、豊田市ほか11市町、豊田市消防団、豊田商工会議所、豊田市自主防災会(二区東部自主防災会、笹戸自主防災会)、愛知工業大学、豊田高専、崇化館中学校、元城小学校、生活リハビリデイセンター アビリティーズ豊田、ひまわりネットワーク(株)、エフエムとよた(株)
災害想定	台風及び梅雨前線の影響による記録的豪雨
概要	①水防団による水防工法訓練(竹流し工、釜段工、杭打ち積み土のう工) ②関係機関との連携による総合訓練 ・自主防災会及び要配慮者利用施設の避難訓練 ・小中大学生による水防工法の実演 ・国土交通省及び関係機関が連携した道路啓開訓練 など

エ 応急救護所設置・運営訓練

日 時	令和元年11月13日(水) 13:45~15:20
開催場所	前林交流館
参加者	32名 市災害対策本部医療保健対策部、市災害対策本部事務局総合調整班、豊田加茂医師会派遣医師
協力機関	一般社団法人豊田加茂医師会
災害想定	大規模地震災害の発生
概要	・災害発生時の職員の参集・応急救護所の開設、役割の確認 ・トリアージ等の医療救護活動手順の確認 ・災害用通信手段を活用した情報伝達の実施

オ 愛知県・豊田市・愛知県トラック協会災害物流訓練

日 時	令和元年11月22日(金) 8:45~16:00
開催場所	高岡公園体育館
参加者	24名 豊田市災害対策本部総合調整班、生活福祉班、福祉医療班ほか 16名 愛知県西三河方面本部(県職員) 4名 ヤマト運輸株式会社 4名
災害想定	大規模地震災害の発生
概要	・市の救援物資等受入施設(地域内輸送拠点)での支援物資の受入、保管及び市指定避難所等への出荷といった一連の流れを実動 ・訓練は、愛知県及び愛知県トラック協会との共催により実施

(2) 啓発関係

ア SAKURAプロジェクト、生涯学習出前講座による防災・減災啓発など

日 時	平成31年4月～
開催場所	市内全域
概 要	<ul style="list-style-type: none">・災害時に発電機として活用可能なプラグインハイブリッド車の普及による自助・共助の推進を目的に、市内各地の自主防災訓練や行事等への出展・防災カルテの活用により地域の実情や災害特性に合わせた自助・共助の推進を目的に、各種団体等からの依頼を受け生涯学習出前講座を実施・啓発チラシの作成と周知・自主防災リーダー養成講座及び災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催による防災・減災人材の育成

イ 家具等転倒防止推進展の開催など

日 時	令和元年12月24日(火)～令和2年1月31日(金)
開催場所	豊田市防災学習センター
概 要	<ul style="list-style-type: none">・冬休みや年末年始の大掃除のタイミングに合わせ、大規模地震に備えた正しい家具等の固定・転倒防止の方法を体験しながら学べる企画展を開催・令和2年1月19日(日)には、愛知県耐震化アドバイザーで一級建築士の鈴木啓之氏による防災講座「被災地に学ぶ 室内における地震対策について」を開催

(3) 基盤整備関係

ア 災害対策本部の情報収集体制の強化

日 時	平成31年4月1日(月)～
概 要	ツイッターやフェイスブックなどのSNSから投稿された被害情報などを、AIが本市に関連する情報を自動的に抽出するSNS速報配信サービスを導入し、台風等の災害時や他の中核市などの情報収集に活用

イ 防災ラジオの普及

日 時	令和元年6月13日(木)～
概 要	緊急地震速報や避難勧告等の緊急情報などを知らせる防災ラジオの販売及び申込受付を実施(販売及び申込件数は、合計で5,062件(12月末現在))

ウ 市民向け気象情報サイトの開設

日 時	令和元年6月21日(金)～
概 要	市民が自ら気象情報や雨量、河川水位情報などの必要な情報を収集し、早めの避難行動に繋がられるよう、支所エリアごとの天気、降水量、気温などの気象情報や、リアルタイムの雨量情報、河川水位情報などが確認できるサイトを開設し運用

エ 避難所等への停電対策

日 時	令和元年9月5日(木)～令和元年12月13日(金)
概 要	プリウスPHV等の外部給電設備から屋内運動場の照明に直接電源を供給できる設備を、拠点避難所5か所に整備

オ 避難所等への災害用便槽の整備

日 時	令和元年9月26日(木)～令和2年2月21日(金)
概 要	災害による設備の破損、断水時においても使用できる貯留型災害用便槽を、指定避難所5か所に整備

カ 畝部小学校への緊急避難用屋外階段の整備

日 時	令和元年11月29日(金)～令和2年3月20日(金)
概 要	矢作川の氾濫により5～10mの浸水が想定されている畝部地域で、逃げ遅れが発生した場合などに緊急退避ができる場所を畝部小学校の屋上に確保するため、緊急避難用屋外階段を整備

(4) 協定関係

災害時の物資輸送等に関する協定の締結

締 結 日	令和2年1月16日(木)
締 結 先	株式会社ケー・ツー 代表取締役 加納 康史 氏
協定項目	<ul style="list-style-type: none"> ①市が管理する備蓄品等の市の指定避難所、福祉避難所等への搬送 ②支援物資等について市が管理する救援物資等受入施設から市の指定避難所、福祉避難所等への搬送 ③市が管理する救援物資等受入施設の運営管理(物資の受入、保管、在庫管理など) ④(株)ケー・ツーの管理する物資拠点の支援物資集積拠点としての提供 ⑤(株)ケー・ツーの管理する物資拠点における支援物資の一時保管 ⑥(株)ケー・ツーの管理する施設の防災拠点及び避難施設などとしての提供

令和 2 年度の豊田市の防災に関する取組

≪新規≫

1 「豊田市国土強靱化地域計画」の新規策定

- ・気候変動に伴う大規模自然災害（風水害）の頻発や、今後の南海トラフ地震の発生などに対応できるよう、国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に掲げられている被害の最小化等の基本方針に基づき、新たに「豊田市国土強靱化地域計画」を策定し、様々な災害リスクに備えた強靱なまちづくりをより一層推進する。

2 市民、自主防災会への「マイタイムライン」の作成支援

- ・東海豪雨や平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）、令和元年台風 19 号などの被害を踏まえ、水害に対し、市民や自主防災会が適切なタイミングで自らの避難行動を取れるよう、マイタイムラインの作成支援（マイタイムライン作成キットの配布や作成ワークショップの開催など）を実施し、災害への対策を強化する。

3 新たな停電対策の実施

- ・外部給電機能のないハイブリット車（公用車）に、後付けで外部給電機能を付加するためのインバータ（変換装置）を新たに整備し、避難所等の停電対策機能の充実・強化を図る。

≪拡充・継続≫

4 「豊田市災害対策推進計画」の見直し

- ・本市の防災減災対策のアクションプランである「災害対策推進計画」の前期の取組期間が、令和 2 年度末で終了する。これまでに実施した様々な取組の総括と、その中で出た課題への対策や南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた新たな防災減災対策などの反映を行い、令和 3 年度～6 年度の後期計画へつなげ、対策の強化を継続する。

5 災害用備蓄物資の充実

- ・近年の災害被災地の実態を踏まえ、ウエットタオルやゴム手袋、段ボールベッドといった必要物資の購入やアルファ化米のアレルギーへの対応など、災害用備蓄物資の充実を図る。また、液体ミルクを試験的に導入し、備蓄化に向けた検討を実施する。

6 各種ハザードマップの更新と周知

- ・防災・減災に係る情報提供の強化を目的に、土砂災害の警戒区域や河川氾濫などの情報を掲載したハザードマップの更新と周知を継続して行う。

7 避難所等への対策

- ・プラグインハイブリット車などの外部給電設備から、拠点となる避難所へ電源供給できるよう、引き続き、中学校区ごとに 1 か所ずつ設備改修を実施する。
※整備済中学校区：18 校区/28 校区（令和 2 年 3 月末見込み）
- ・避難所等への災害用便槽（マンホールトイレ）の整備を引き続き実施する。
※整備済避難所：80 避難所/115 避難所（令和 2 年 3 月末見込み）

8 防災ラジオの普及

- ・平成 30 年度から販売を開始した防災ラジオの更なる普及を進める。なお、令和 2 年度からは、浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域内にある住宅など、災害に対し避難行動が必要な市民に対し、重点的に普及を進めていく。

ラグビーワールドカップ 2019™ 開催期間中の対応について

1 開催時の市災害対策本部の対応

豊田市では、ラグビーワールドカップ 2019™ を安全安心に開催できるよう、危機管理体制を構築し、関係機関と連携しながら警戒にあたった。

- ・豊田スタジアムでの試合日（3日間）は、テロ等の危機事案の発生に対して直ちに対応できるよう、「ラグビーワールドカップ特別チーム体制※」の構成員が市役所本庁舎等に配備
- ・豊田スカイホールでのファンゾーン開催日は、主たる関係所属（防災、消防、保健）が配備

※ラグビーワールドカップ特別チーム体制

副市長・事業管理者

地域振興部（防災対策課）、経営戦略部（秘書課・市政発信課）、保健部、消防本部、議会事務局

協力機関：愛知県（防災安全局）、愛知県豊田警察署、豊田加茂医師会

2 開催期間中の配備状況

開催期間中はテロや自然災害などの大規模な危機事案が発生することはなかったが、来場者の体調不良等に対する消防の救急搬送や救護所利用等があった（いずれもラグビーワールドカップ特別チームが中心となり、各機関との情報共有を図った）。

【参考：開催期間中の救急搬送実績等】

日 程	対戦カード	会 場	対応事項
9月23日(月)	ウェールズ 対 ジョージア	豊田スタジアム	救急搬送1件（発熱） 救護所利用6件（体調不良、軽いけが等）
		スカイホール豊田	—
9月28日(土)	南アフリカ 対 ナミビア	豊田スタジアム	救護所利用2件（体調不良、軽いけが等）
		スカイホール豊田	—
10月5日(土)	日本 対 サモア	豊田スタジアム	救急搬送2件（めまい・急性腹症） 救護所利用13件（体調不良、軽いけが等）
		スカイホール豊田	救急搬送1件（体調不良） 救護所利用3件（嘔吐、足の捻挫）
10月12日(土)	ニュージーランド 対 イタリア	豊田スタジアム	《台風19号による影響で中止》
		スカイホール豊田	

（RWC 庁内関係課会議資料より引用）

3 今後に向けて

一級の危機管理対応を目指し実施した「ラグビーワールドカップ特別チーム」による警戒配備は、今後の様々な危機管理対応に十分適用できるものであり、初動体制の強化とその実効性が中長期的に図れたものと考えている。

今後も、本市で開催される国際的な大規模イベント等において、本体制を活用していく予定である。

豊田市地域防災計画の改訂要旨

1 地域防災計画修正の根拠

豊田市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、市町村地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされており（災害対策基本法第16条）、防災基本計画及び都道府県地域防災計画と整合を図ることとなっている。

2 主な修正事項

主な修正事項は以下のとおり。

(1)	豊田市の取り組みに係る修正事項	P1
ア	「地域内輸送拠点運営マニュアル」の策定に係る修正	P1
(2)	愛知県の取り組みに係る修正事項	P2
ア	災害時健康危機管理の全体調整【共通】	P2
イ	無料公衆無線LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用【共通】	P5
ウ	耐震対策の推進（重要文化財、ブロック塀等の付属物）	P4
(3)	防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項	P7
ア	避難勧告等に関するガイドラインの改定（警戒レベルの運用等） 【共通】	P7
イ	重要物流道路の指定【共通】	P8

(1) 豊田市の取り組みに係る修正事項

ア 「地域内輸送拠点運営マニュアル」の策定に係る修正

災害時における国、他市町村からのプッシュ型の支援に対応を適切に実施できるよう、豊田市地域内にある物資の輸送拠点運営に関するマニュアルを策定した。今後このマニュアルを基に訓練を行い、改善を重ねていく必要がある。

【修正箇所】

- ・風水害等編 第2編第11章「広域応援体制の整備」
- ・地震編 第2編第10章「広域応援体制の整備」

【新旧対照表】

- ・風水害等編 P15
- ・地震編 P11

【風水害等編】

第2編 災害予防

第11章 広域応援体制の整備

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

【地震編】

第2編 災害予防

第10章 広域応援体制の整備

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

現行（平成30年2月）	修正案
市における措置	市における措置

<p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(2) 訓練・検証等 市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(2) 訓練・検証等 市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、<u>計画・マニュアル</u>等の必要な見直しを行うものとする。</p>
--	---

(2) 愛知県の取り組みに係る修正事項

ア 災害時健康危機管理の全体調整【共通】

災害時における保健衛生対策に係る情報収集、連絡調整等が円滑に実施できるよう、県は健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行い、また必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。これらのことについて記載を追加する。（災害時健康危機管理支援チーム活動要領の制定及び防災基本計画の修正に伴う修正。）

【修正箇所】

- ・風水害等編 第3編第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」
- ・地震編 第3編第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策」

【新旧対照表】

- ・風水害等編 P 2 1
- ・地震編 P 1 3～1 4

【風水害等編】

第3編 災害応急対策
第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策
第2節 防疫・保健衛生

【地震編】

第3編 災害応急対策
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策
第2節 防疫・保健衛生

現行（平成30年2月）	修正案
<p>(略)</p> <p>2 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。</p>

(追加)	(9) 県及び指定都市は必要に応じて、中核市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。
------	--

イ 無料公衆無線LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用 【共通】

携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態に備え、Aichi_Free_Wi-Fi の活用による災害時の情報伝達手段の確保に関する事項について、記載を追加する。（第3次あいち地震対策アクションプランの改訂（平成30年8月）に伴う修正）

【修正箇所】

- ・風水害等編 第3編第13章「ライフライン施設等の応急対策」
- ・地震編 第3編第14章「ライフライン施設等の応急対策」

【新旧対照表】

- ・風水害等編 P 27
- ・地震編 P 20～21

【風水害等編】

第3編 災害応急対策

第13章 ライフライン施設等の応急対策

第5節 通信施設の応急措置

【地震編】

第3編 災害応急対策

第14章 ライフライン施設等の応急対策

第5節 通信施設の応急措置

【風水害編】

現行（平成30年2月）	修正案
<p>(略)</p> <h3>3 市における措置</h3> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <h3>3 市における措置</h3> <p>大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるよう努める。</p> <p>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリー</p>

	<p>でインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</p> <p>(略)</p>
--	---

【地震編】

現行（平成30年2月）	修正案
<p>(略)</p> <p>3 市における措置</p> <p>大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているの で、適切な応急措置が要求される。あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 訓練の実施</p> <p>定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。</p>	<p>(略)</p> <p>3 市における措置</p> <p>大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているの で、適切な応急措置が要求される。あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるよう努める。</p> <p>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 訓練の実施</p> <p>定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。</p> <p>(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用</p> <p>ア 県（総務局）の連絡</p> <p>県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。</p> <p>イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アン</p>

	ド・ワイヤレス)の災害時モードへの切替え 通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。
--	--

ウ 耐震対策の推進(重要文化財、ブロック塀等の付属物)

重要文化財の耐震対策やブロック塀等の付属物の耐震対策の推進など、国の通知及び第3次あいち地震対策アクションプランの改訂(平成30年8月)に伴い、耐震対策の推進に係る記載を追加する。

【修正箇所】

- ・地震編第2編第2章「建築物等の安全化」

【新旧対照表】

- ・地震編 P4～5

【地震編】

第2編 災害予防

第2章 建築物等の安全化

第1節 建築物の耐震推進

現行(平成30年2月)	修正案
1 市における措置 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。	1 市における措置 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。 特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。
第2節 交通関係施設等の整備 2 道路施設 (略) (追加) (4) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定 (5) 応急復旧作業のための事前措置	第2節 交通関係施設等の整備 2 道路施設 (略) (4) 重要物流道路の指定 平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路(代替・補完路を含む。)として国

	<p>が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。</p> <p>(5) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p>(6) 応急復旧作業のための事前措置</p>
第4節 文化財の保護	第4節 文化財の保護
<p>2 平常時からの対策 (略) (追加)</p> <p>(略)</p> <p>3 応急的な対策 (略)</p> <p>4 災害時の対応 (略)</p> <p>5 応急協力体制</p>	<p>2 平常時からの対策 (略)</p> <p>3 重要文化財の耐震対策</p> <p>平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。</p> <p>(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</p> <p>(2) 対処方針の作成・提出</p> <p>(3) 耐震対策推進の周知徹底</p> <p>(4) 補助事業における耐震予備診断の必須</p> <p>(5) 耐震予備診断実施の徹底</p> <p>(6) 県の指導・助言</p> <p>(略)</p> <p>4 応急的な対策 (略)</p> <p>5 災害時の対応 (略)</p> <p>6 応急協力体制</p>

(3) 防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

ア 避難勧告等に関するガイドラインの改定（警戒レベルの運用等）【共通】

平成30年7月豪雨により多数の人的被害が発生したことに伴い、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定が行われた。当該ガイドラインの改定内容に基づき必要な修正及び、記載の追加をする。

【修正箇所】

- ・風水害等編第1編第2章「基本理念及び重点を置くべき事項」

- ・地震編第2編第7章「避難行動の促進対策」

【新旧対照表】

- ・風水害等編 P 1
- ・地震編 P 7

【風水害等編】

第1編 総則

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第2節 重点を置くべき事項

【地震編】

第2編 災害予防

第7章 避難行動の促進対策

現行（平成30年2月）	修正案
<p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>県地域防災計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p>	<p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>県地域防災計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>また、<u>避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u></p>

【地震編】

第2編 災害予防

第7章 避難行動の促進対策

現行（平成30年2月）	修正案
<p>■ 基本方針</p> <p>○避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すこと</u>を基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>

イ 重要物流道路の指定【共通】

○道路法の改正（平成30年3月31日）において、平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定することとなった。指定された重要物流道路は、機能強化が図られるとともに、災害時の道路啓開が困難な場合、国に代行を要請すること

ができる。これらのことについて記載の追加をする。

【修正箇所】

- ・風水害等編第3編第7章「交通の確保・緊急輸送対策」
- ・地震編第3編第8章「交通の確保・緊急輸送対策」

【新旧対照表】

- ・風水害等編 P 2 2 ~ 2 3
- ・地震編 P 1 6

【風水害等編】

第3編 災害応急対策
第7章 交通の確保・緊急輸送対策
第2節 道路施設対策

【地震編】

第3編 災害応急対策
第8章 交通の確保・緊急輸送対策
第1節 道路交通規制等

現行（平成30年2月）	修正案
<p>1 中部地方整備局における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 県（建設部）における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p> <p>キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>6 市における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路の機能</p>	<p>(1) 中部地方整備局における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 県（建設局）における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p> <p>キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。</p> <p>ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。</p> <p>(略)</p>

確保	6 市における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
----	---

3 改訂スケジュール（予定）

- ・ 災害対策推進会議 令和元年 12月25日
- ・ 豊田市防災会議 令和2年 1月16日
- ・ 愛知県報告 防災会議後すみやかに報告

豊田市水防計画の改訂要旨

1 水防計画改訂の根拠

豊田市水防計画は、河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項について定めた計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは改訂しなければならないとされている。また、水防計画を変更しようとするときは、市町村防災会議に諮ることとされている（水防法第33条）。

2 主な修正事項

主な修正事項は以下のとおり。

(1)	重要水防箇所等の修正を踏まえた修正事項	P 1
(2)	重要な水閘門等の修正を踏まえた修正事項	P 1
(3)	愛知県の取り組みに係る修正事項	P 1
ア	「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う変更	P 2
イ	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正	P 2

(1) 重要水防箇所等の修正を踏まえた修正事項

【修正箇所】

- ・第5章「重要水防箇所等」

【新旧対照表】

- ・P 4～6

第5章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

※内容は新旧対照表のとおり

(2) 重要な水閘門等の修正を踏まえた修正事項

【修正箇所】

- ・第5章「重要水防箇所等」

【新旧対照表】

- ・P 6～11

第5章 重要水防箇所等

第2節 重要な水閘門等

※内容は新旧対照表のとおり

(3) 愛知県の取り組みに係る修正事項

ア 「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う変更

【修正箇所】

- ・第8章「洪水予報」

【新旧対照表】

・ P 6

第 8 章 洪水予報

第 4 節 洪水予報の種類等と発表基準

現行（平成31年2月修正）			修 正 案		
種類	情報名	発表基準	種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	（略）	「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	（略）
	「氾濫危険情報」	（略）		【警戒レベル5相当情報（洪水）】	
	「氾濫警戒情報」	（略）		「氾濫危険情報」	（略）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	（略）		【警戒レベル4相当情報（洪水）】	
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	（略）		「氾濫警戒情報」	（略）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	（略）		【警戒レベル3相当情報（洪水）】	
			「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	（略）
				【警戒レベル2相当情報（洪水）】	
			「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	（略）
			「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	（略）

イ 防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正

【修正箇所】

・ 第 1 1 章「応援協定」

【新旧対照表】

・ P 8

第11章 応援協定

第2節 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

現行（平成31年2月修正）	修正案
愛知県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、水防災協議会を設立した。	県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、 <u>法第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として</u> 、水防災協議会を設立した。

3 改訂スケジュール

- ・豊田市防災会議 平成31年 2月 7日
- ・愛知県報告 防災会議後すみやかに報告